

審議会について

1 葉山町子ども・子育て会議について

- 葉山町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、葉山町条例により設置された審議会です。
- この審議会は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 202 条の 3 に根拠を置く葉山町の附属機関で、各委員は葉山町の非常勤特別職の職員となります。
- 審議会では、町長の諮問に応じて調査・審議をしていただき、その結果を答申または意見として建議します。町長は、答申や意見を尊重し、最終的な意思決定を行います。
- ※ 審議会は、要望・陳情の場ではありません。

2 審議会での調査・審議の概要

- ① 子ども・子育て支援事業計画の策定
- ② 各種基準に関する条例の制定
- ③ その他、子ども・子育て支援に関する施策全般

3 委員として守っていただきたいこと

- ※ 法令に明確な規定はありませんが、本町特別職の職員として、次の事項について厳守をお願いします。
- ① 法令を順守し、本町の信用を失う行為はしないでください。
- ② 審議会でも知り得た秘密は守ってください。審議会委員でなくなった後も同様です。
- ③ 委員の肩書で政治活動や宗教活動は行わないでください。

4 その他

- 委員名及び議事録は、後日、葉山町のホームページで公表します。
- 公表時は、役職（会長、委員など）のみの記載とし、発言者の個人名が特定されないように注意します。